

「ふれあい人権フェスタ 2026」企画運営委託業務仕様書

1 目的

人権週間（12月4日～10日）にあたり、誰もが気軽に参加できる明るく楽しい各種啓発事業を一体的・総合的に実施し、より多くの県民が人権問題に触れるきっかけを作ることより、人権問題に対する県民の正しい理解と認識を深めることを目的に、「ふれあい人権フェスタ 2026」を開催する。

2 主催（予定）

佐賀県、佐賀県教育委員会、唐津市、唐津市教育委員会、佐賀地方法務局、佐賀県人権擁護委員連合会、佐賀県人権啓発活動ネットワーク協議会

3 後援（予定）

佐賀県市長会、佐賀県町村会、朝日新聞社、共同通信社佐賀支局、佐賀新聞社、時事通信社佐賀支局、西日本新聞社、日刊工業新聞社、日本経済新聞社、毎日新聞社、読売新聞西部本社、サガテレビ、NHK佐賀放送局、エフエム佐賀、ぴーぷる

4 開催内容

- (1) 日 時 令和8年12月5日（土） 10:00～16:00（予定）
- (2) 会 場 唐津市相知交流文化センター（佐賀県唐津市相知町中山 3600-8）
- (3) 対象者 県民一般
- (4) 参加費 無料

5 業務内容

「ふれあい人権フェスタ 2026」開催に係る企画、設営その他一切の業務

(1) 「ふれあい人権フェスタ 2026」開催に係る企画

- ① 「インターネットと人権侵害」をメインテーマとしたイベント等の企画
 - ・メインイベントはタレント peco さんによるトークショーとするため、相手方を選定すること
 - ・メインイベント以外の企画を提案すること
 - ・CSO^(※)との協働企画によるワークショップ等の体験型イベント等、人権啓発に資する集客力の高いイベントとすること
 - ・SAGATOCOを活用したイベントを企画すること
- ② フェスタ会場内外の看板及び会場誘導看板の作成、設置
作成枚数、規格、設置場所等も含めて提案すること
- ③ その他、目的の達成、集客力向上の工夫や企画
 - ・各イベントの集客に偏りが発生しない仕組みを提案すること
 - ・県を代表するスポーツチーム（サガン鳥栖、佐賀ブルーナース、SAGA久光スプリングス、トヨタ紡織九州レッドトルネードSAGA）の4体のマスコットキャラクターを使用すること

注1) 提案する企画の内容により景品等を作成する場合は、食品やお菓子、ポケットティッシュ等のいわゆる消え物は選定しないこと

注2) 景品には佐賀県人権啓発活動ネットワーク協議会と記載すること

注3) イベントの開催に当たっては、県が取り組む「さがすたいる」を踏まえ、様々な方が参加しやすい設備やサポートを確保すること

(2) 「ふれあい人権フェスタ 2026」開催準備及び運営

①タレント peco さんによるステージでのトークショーの運営

- ・手話通訳者、要約筆記者を手配すること

②(1)で企画したイベントの運営

③全国中学生人権作文コンテスト佐賀県大会表彰式の運営

④拉致問題署名コーナーの設置

⑤人権啓発パネル展・資料展示

- ・人権・同和対策課所有のB1パネル30枚程度使用
- ・法務局所有のB2パネル4枚使用
- ・啓発資料コーナーの設置

⑥その他運営業務

- ・駐車場の誘導、整理を行う人員を配置すること
- ・託児所の設置、管理運営を行うこと
- ・必要に応じて事前申し込み等を行うこと

⑦来場者アンケートの実施

- ・アンケートの内容は県と協議すること。
- ・回収したアンケートは集計後、県に提出すること。

(3) 「ふれあい人権フェスタ 2026」開催についての広報

- ・新聞広告等による開催広報

- ・イベント広報用ポスター、チラシ等の作成

イベント広報用ポスター、チラシ及び当日配布用プログラム、アンケートの印刷は下記のとおりとする。デザインについては、主催者等と協議のうえ作成すること。

① ポスター B2版 片面 フルカラー 150部

② チラシ A4版 表面フルカラー、裏面一色印刷 15,000部

③ プログラム A4版 両面一色印刷 600部

④ アンケート A4版 片面一色印刷 600部

- ・県が指示した日までに納品すること。

- ・ポスターやチラシ及び作成に用いた出演者の写真やイラスト、ロゴなどは、県民だよりや新聞広告等、県が実施する広報においても、単体及び組み合わせて使用するので、出演者の承諾を得たうえで、それらのデータを提供すること。

6 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、納入期限までに納めるものとする。

(1) 完了報告書 1部

(2) 本業務において作成した資料等

(3) その他、県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

7 業務委託期間

契約締結の日～令和9年1月15日(金)

8 予算額

3,100千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

9 その他の留意事項

- (1) 委託業務の実施については、県及び受託者とで協議を行い、決定すること。
- (2) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合(申請・届出等含む)については、受託者によりこれを行う。
- (4) 設備・資機材は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- (5) 受託はイベント保険に加入し、加入後は保険書類の写しを県に提出すること。
- (6) 受託者による会場の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (7) 受託者が作成したデータや写真、イラスト、文書等の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む)は、すべて県に帰属するものとする。ただし、著作権法第18条から第20条に規定する著作者人格権は行使しない。
- (8) 業務にあたり、第三者(本県および受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (9) 県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。
- (10) 契約書および本仕様書に記載のない事項については、県と受託者とが十分に協議を行い対応するものとする。

※CSO

Civil Society Organizations(市民社会組織)の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。